

# 一般社団法人 S.C.P.Japan 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 S.C.P.Japan と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県流山市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、スポーツや運動を通じて国内外の社会発展に貢献することを目指し、スポーツや運動を通じて、人材育成、組織改革、社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ、運動に関する普及、啓発、育成事業
- (2) スポーツ、運動に関する認定、検定事業
- (3) スポーツ、運動に関するセミナー、イベント、講演会等の企画、開催、運営
- (4) スポーツ、運動に関する教材、書籍、出版物、機材等の企画、制作、発行、出版、販売
- (5) スポーツ、運動に関する調査、研究、評価
- (6) スポーツ、運動を通じたコンサルティング事業
- (7) スポーツ、運動を通じた国際親善、国際協力事業
- (8) スポーツ、運動に関する通訳、翻訳事業
- (9) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当

法人の社員となった者をもって構成する。

(入社)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を粗喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 社員が、次のいずれかの事由に該当するに至ったときは、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってその社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名及び名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後 3 カ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数を持ってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 定款の変更
  - (3) 解散
  - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第 17 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる住所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設定等)

第 20 条 当法人に次の役員を置く

理事 2 名以上 5 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 21 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選により選出する。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第 23 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の職務を執行する。

(役員報酬等)

第 24 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議を持って定める。

(取引の権限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事の以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引を行った理事は、取引終了後の社員総会にて報告しなければならない。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 26 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 27 条 この法律の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備えおくものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 28 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 29 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第31条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の分与)

第32条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第33条 当法人の公告は、官報に掲載する方法で行う。

## 第9章 附則

### (最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年12月31日までとする。

### (設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時代表理事 野口亜弥

設立時代表理事 井上由惟子

設立時監事 繁浪 由希

### (設立時の社員の氏名及び住所)

第36条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都荒川区荒川4丁目7番12-306号 野口亜弥

千葉県流山市江戸川台東1丁目293番地の4 井上由惟子

東京都調布市若葉町2丁目6番地25リブフラット101 繁浪由希

(法令の準拠)

第 37 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他法令によるものとする。

以上、一般社団法人 S.C.P.Japan 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 2 年 9 月 4 日

設立時社員 野口 亜弥

設立時社員 井上 由惟子

設立時社員 繁浪 由希

これは、当法人の現行定款に相違ない。

代表理事 野口 亜弥